

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	岡崎市心身障がい者福祉扶助料に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、岡崎市心身障がい者福祉扶助料に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	岡崎市心身障がい者福祉扶助料に関する事務
②事務の概要	<p>岡崎市心身障がい者福祉扶助料条例(昭和44年条例第10号)に基づき、岡崎市が精神又は身体に障がいがある者及び知的障がいのある者(65歳以上で新規に各種障がい手帳を取得した者は除く)に対し、心身障がい者福祉扶助料(以下「扶助料」という。)を支給することにより、心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。当事務において次に掲げる業務を行っている。</p> <p>①心身障がい扶助料に関する申請書類(新規申請・変更・喪失)の受付を行う。 ②支給資格を有しているか(手帳の等級及び取得時期)について判定及び認定を行う。 ③支給資格者の所得調査(市民税の課税状況)を行う。 ④支給資格者の所得情報の突合による支給・不支給判定を行う。 ⑤認定通知・扶助額改定通知・喪失通知等の発行を行い対象者に通知する。 ⑥支給対象者への扶助料の支払いを行う。 ⑦受給者が死亡したことによる受給資格喪失時の未払い金請求者の資格確認を行う。 ⑧受給資格者の住所等の異動による変更・喪失申請勧奨を行う。 ⑨年に1度所得状況を把握し支給・不支給判定を行い必要に応じて結果を通知する。 ⑩所得調査による未申告者・市外での課税者への申告・課税証明の提出勧奨を行う。 ⑪支給・不支給判定による支給再開通知・支給停止通知の発行を行い対象者へ通知する。 ⑫受給資格者の手帳情報の突合による額改定申請の案内を作成し発送する。 ⑬受給資格者情報(口座情報等)の管理を行う。 ⑭受給資格者情報の管理による統計資料の作成を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。))の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>③受給資格者の所得調査 ⑩所得調査による未申告者・市外での課税者への申告・課税証明提出勧奨</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(岡崎市心身障がい者福祉扶助料) 2 宛名管理システム 3 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 4 データ連携基盤(庁内連携システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者手当関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第9条第2項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供に関する根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課 電話番号:0564-23-6163 ファックス番号:0564-25-7650

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I 3法令上の根拠	番号利用法第9条第2項及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の項	事後	該当条文の追加
平成29年2月15日	I 4②法令上の根拠	(情報照会に関する根拠) 番号利用法第19条第14号 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(情報照会に関する根拠) 番号利用法第19条第8号	事後	該当条文の修正及び追加
平成29年2月15日	II 1, 2計数時点	平成27年8月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	該当数の更新
平成29年11月1日	II 1, 2計数時点	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	II 1, 2計数時点	平成29年11月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	I 5②所属長	障がい福祉課長 内田 次夫	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV 1	—	基礎項目評価	事後	
平成31年4月1日	IV 2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 6	—	十分である・[O]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV 7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 8	—	自己点検	事後	
平成31年4月1日	IV 9	—	十分である	事後	
令和2年10月1日	II 1, 2計数時点	平成31年1月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	該当数の更新
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号利用法第19条第9号	【情報照会に関する根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供に関する根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年1月20日時点	事後	